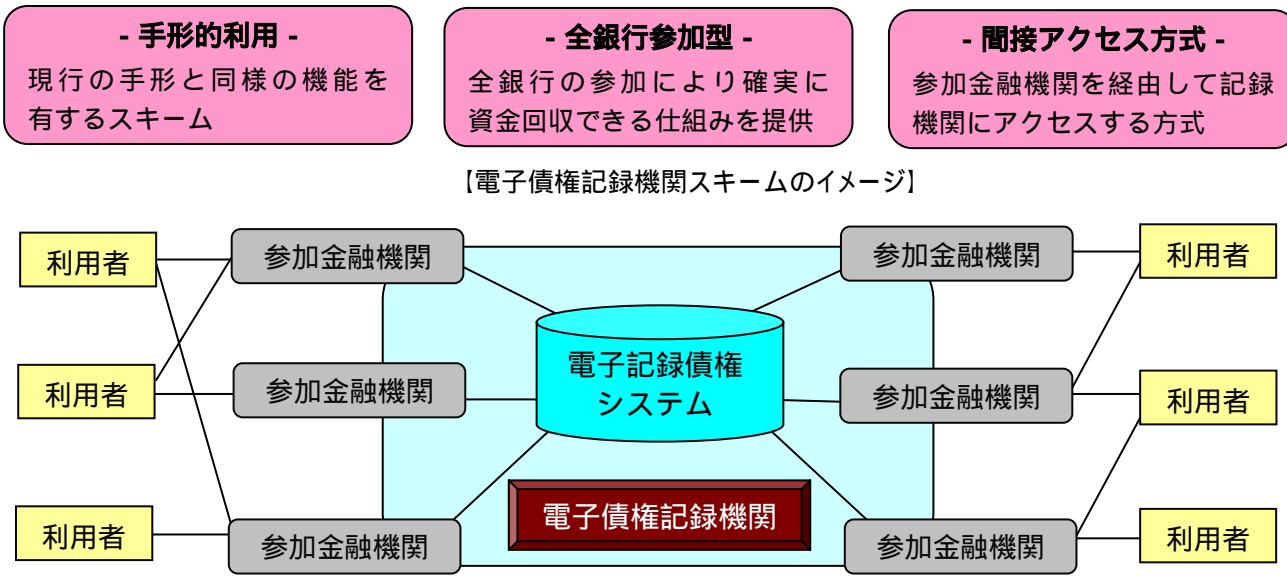


「電子債権記録機関要綱」の概要(平成 21 年3月)

1. 基本スキーム



【電子債権記録機関スキームのイメージ】

2. 要綱の概要

参加金融機関編

参加金融機関の位置付け...参加金融機関は、決済手段の提供、利用者の代理としての業務とともに、記録機関の承認を得て記録機関業務の一部を受託して行う。

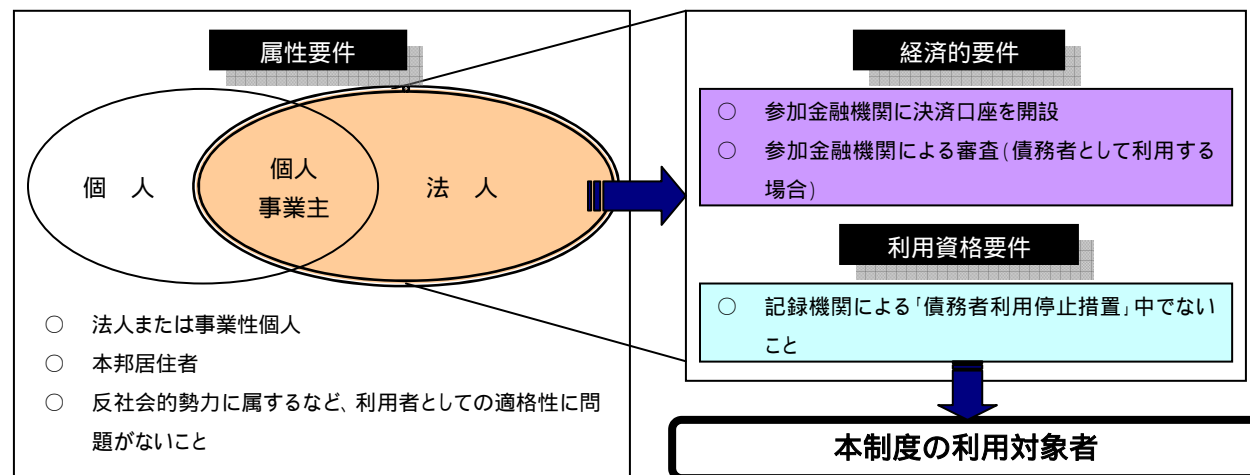
参加金融機関の資格...全国銀行内国為替制度加盟の金融機関であることが要件(記録機関の審査、承認要)。

参加金融機関の管理...記録機関は、適正かつ確実な業務遂行のため、必要に応じ参加金融機関の調査等を行う。その他...参加金融機関の資格取得手続、脱退手続、資格の剥奪・停止事由、資格承継等について整理。

業務編

1. 利用者

利用者要件...本制度の利用対象者を以下のとおり整理。



利用者への利用許可...利用者は、参加金融機関に利用申請書を提出(利用する参加金融機関毎に提出。利用者-参加金融機関-記録機関の三者間契約)。

利用者と参加金融機関、決済口座の関係...利用者は、利用申請時に決済口座を開設する参加金融機関を指定(記

録請求等は原則として指定参加金融機関を通じてアクセス)。複数の参加金融機関の指定、一つの参加金融機関に複数の決済口座を設けることも可。

利用者の利用停止・利用制限・強制解約...制度の信頼性確保の観点から、以下の措置を整理。

債務者利用停止措置(2年間):業務規程違反、支払不能ルール適用時の利用停止(債権者利用を除く)

利用制限措置または強制解約:記録機関の運営を損なう行為、倒産手続開始、廃業、公序良俗違反、利用者要件不適格となった場合の措置

その他...利用者による利用解約手続、承継時(合併、相続等)および事業譲渡時の取扱い、照会・苦情の受付と対応、利用者データベースの整備等について整理。

2. 機関業務

業務内容...記録原簿等の管理、記録、開示、支払不能情報の管理、その他 ~ に付随する業務

営業日・営業時間...金融機関の営業日・営業時間を基本とし、時間外サービスについても検討。

その他...業務を行うための適切な業務運営態勢について整理。

3. 記録請求

記録機関が受ける記録請求...発生記録、譲渡記録、保証記録、分割記録、信託記録、変更記録、支払等記録、強制執行等の記録、記録の訂正・回復。

基本的な記録請求方式

- 「約束手形方式」(債務者が、予め債権者から包括委任を受けたうえで、債務者の指定参加金融機関を通じて単独で記録請求を行うスキーム)を採用(下図参照)。
- 発生記録請求に限り、「為替手形方式」(債権者から記録請求を行うスキーム)の採用も検討。

<約束手形方式>

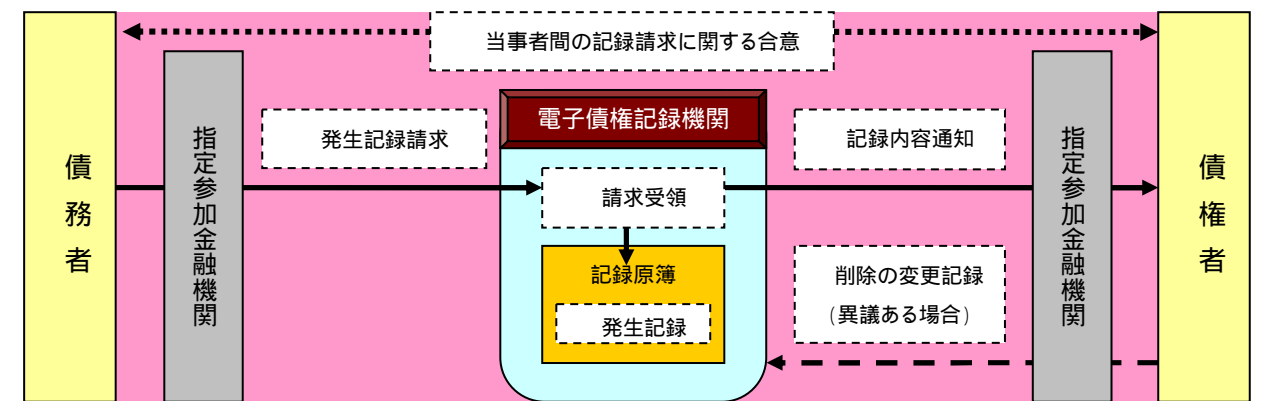
債務者(譲渡の場合は譲渡人)が単独で記録請求。

債権者(譲渡の場合は譲受人)は、記録請求について予め包括委任。

債権者(譲渡の場合は譲受人)が異議ある場合、5営業日以内であれば単独で取消可能。

債務者(譲渡の場合は譲渡人)は、取消について予め包括委任。

【約束手形方式のイメージ(発生記録請求)】



債権者 - 債務者間において、記録請求に関し包括委任を行うことを合意

債務者は、指定参加金融機関を通じて発生記録請求を行う

記録機関が発生記録請求を受領

記録機関は、記録原簿に電子記録を行う(この時点で電子記録債権が発生)

記録機関から債権者に対し、電子記録を行った旨を通知する

通知を受領した債権者は、電子記録債権の内容について異議がある場合、5営業日以内に単独で削除

を行う(変更記録請求)

記録機関による記録の制限...次の記録は不可： 質権記録、 譲渡先を特定の利用者に限定する記録請求(譲渡先を参加金融機関に限定する場合を除く)、 債務者・債権者を複数とする発生記録請求

譲渡記録請求...約束手形方式により行う。譲渡可能回数は 99 回を上限。譲渡記録請求に当り、併せて保証記録請求を行う(手形の裏書譲渡と同様の効果を付与)。

保証記録請求(譲渡記録請求に随伴しない場合)...為替手形方式により行う。

分割記録請求...分割可能回数は 99 回を上限とし、分割債権の最低債権金額は 1 万円。分割記録請求は常に譲渡記録と一体として取扱う(譲渡記録請求を伴わない分割記録請求は不可。)

支払等記録...口座間送金決済契約にもとづき、記録機関が職権で支払等記録を行う。

変更記録請求

- 利用者データベース登録事項の変更に伴うケース...商号、住所、決済口座情報を変更する場合は、一当事者による単独請求で変更可。
- 上記以外のケース...利害関係人全員の委任状および、各利害関係人の指定参加金融機関が発行する本人確認済の証明書を取りまとめ、変更記録請求者の指定参加金融機関経由で請求を行う方法や、システムを利用して利害関係人の承諾を得る方法を検討。
その他...各記録請求の具体的な方法・手順、各記録請求における請求事項・記録事項、特別求償権の取扱い、信託の記録請求の方法・手順、口座間送金決済以外の弁済等による支払等記録請求の取扱い等について整理。

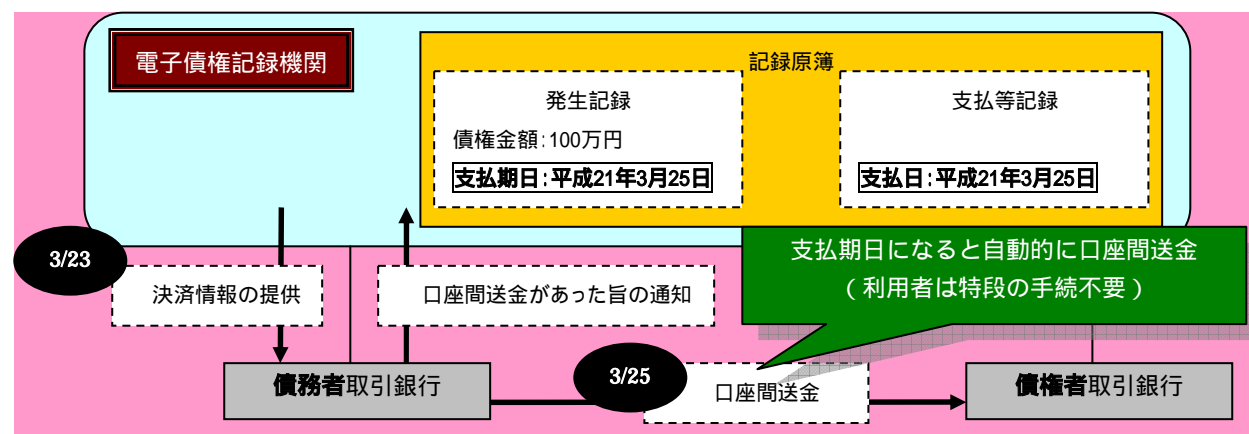
4. 決済

決済方法...電子記録債権の決済および支払等記録は、法 62 条および 63 条に定める「口座間送金決済」の方法により行う(決済は、同一金融機関内で決済する場合を除き、内国為替制度(全銀システム)を利用する。)

決済手順・口座間送金決済による支払等記録...支払期日の 2 営業日前に記録機関から債務者の取引銀行へ提供する決済情報にもとづき、口座間送金を行う(下図参照)。

その他...電子記録債権用の支払指図電文(為替電文)や、手形の依頼返却に類似した取扱い等について整理。

【口座間送金決済のイメージ(例:支払期日が平成 21 年 3 月 25 日である場合)】



- [支払期日の 2 営業日前]記録機関は、債務者取引銀行に対して決済情報(支払期日、支払金額、債権者・債務者口座等)を提供する
- [支払期日当日]債務者取引銀行は、債務者の預金口座から支払金額を引き落とし、債権者の預金口座へ口座間送金を行う
- [口座間送金終了後]債務者取引銀行は、記録機関に対し口座間送金決済があった旨の通知を行う
- [支払期日から 2 営業日目]記録機関は、口座間送金決済通知にもとづき支払等記録を行う

5. 開示

記録事項・提供情報の開示...利用者は、記録上の立場(電子記録名義人、電子記録債務者など)に応じて、記録事項および記録請求に当り記録機関に提供した情報の開示を受けることができる。

開示方式・検索方式...利用者は、原則として指定参加金融機関を通じて開示請求を行う。開示方式は、利用者の請求方式(オンライン、FAX等)に応じて定める。

6. 支払不能

支払不能ルールのあり方

信頼性および流通性を確保するため、手形交換所における取引停止処分制度と類似の制度を整備する
支払資金不足等の事由により決済が行われなかった場合は、支払不能情報を記録機関に登録する
支払不能情報は参加金融機関で共有し、当該利用者に対して一定のペナルティを課す方向で検討
(詳細は独禁法上の整理を踏まえて検討)

現行手形制度における「異議申立」制度と同様、事由により異議申立を行うことも可

支払不能情報センター...手形交換所における「取引停止処分照会センター」類似の機能を有する機関として、支払不能情報センター(仮称)を設置する。

その他...支払不能事由、支払不能として登録する場合の参加金融機関の役割等について整理。

7. 障害・災害発生時対応(BCP)

障害・災害発生時における業務継続方針...記録機関は、業務継続に必要なバックアップシステムを構築する。

障害・災害発生時の対応...障害・災害時の対応策について、発生箇所別(記録機関、記録機関 - 参加金融機関間ネットワーク、参加金融機関、利用者)に整理。

スケジュール編

電子債権記録機関システムの構築に係る期間のほか、全銀システムとの連携の必要性、重要な決済インフラとしてのシステム安定稼働確保の観点から、平成 24 年度上期の業務開始を目指すこととする。

以上